

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第27号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課）……	1

公布された法令のあらまし

◎本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、同条例において、本人確認情報に加えて、附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コードをいう。）の提供、利用及び保護に関して必要な事項が定められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第15号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

題名中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第1条中「本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例」を「本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例」に改める。

第2条の見出し中「本人確認情報」の右に「及び本人確認情報等」を加え、同条第1項中「第4条」の右に「に規定する都道府県知事保存本人確認情報」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改め、同条第2項中「都道府県知事保存本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報等」に改める。

第3条中「兵庫県本人確認情報保護審議会」を「兵庫県本人確認情報等保護審議会」に、「本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例」を「本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号、第6条の見出し、第7条の見出し、別表第2並びに別表第3中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

附 則

この規則は、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び兵庫県本人確認情報保護審議会条例の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第6号）の施行の日から施行する。